

2015年1月19日

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6番4号

堂島野村ビル6階

伊賀・笠松法律事務所

有馬勇氏代理人

主任弁護士 伊賀興一殿

## 申し入れ並びに公開質問状

〒104-0045

東京都中央区築地7丁目16-3-403

京楽座 中西和久事務所 中西和久

2014年7月4日付け貴殿「申し入れ書」につき「申し入れ」及び「公開質問状」を送付し回答といたします。

### 一、貴殿からの「申し入れ書」の概要

「申し入れ書」は、貴殿が「四つの女の話やろう」と述べた事実はなく、差別事件は私中西和久によってねつ造されたものであるとして、私と「しのだづま考」応援団による告発を止めるよう求め、止めなければ名誉毀損や威力業務妨害として法的手段に訴えるというものです。

### 二、「申し入れ書」に対する私の回答

貴殿の申し入れに応じかねます。

貴殿が行った「四つの女の話やろう」という発言は、被差別部落民に対する差別発言です。私がそれを受け入れることは、私の祖先、家族、私自身さらに全国の被差別部落出身者に対する人権侵害を認めることであり、憲法で保障されている基本的人権を否定するものです。貴殿が自らの過ちを認め謝罪するまで、私は貴殿を許すことはできません。

### 三、「発言」をめぐる事実関係

#### (1) 2012年7月20日、代々木オリンピックセンターで開かれたシンポジウムでの発言

貴殿は上記シンポジウムで「今、中西さんが言ったような発言をしたのは僕です」「『四つの女の話だ』というような正確にそのことを言ったかどうかちょっと僕にも記憶にはないんですが、部落問題を取り上げている芝居であるというその言葉の中に、『四つ』という表現をしています。確かにそういう記憶はあります。だからその『四つ』という表現が、聞いていた人たちにどのように反応したかなあとということを、長いことちょっと引っかかっていたことがあります。それが最近、中西さんと出会うことがあって、ああ中西さんとお会いしたときに『四つ』の話をしましたよね。ちょっと僕ずっと気にかかっているんですよ、というお話をしたことはあります。これは最近のことです」「そういうちょっと誤解のあるような表現を、17～18年前にしたというのは僕です。でもそれは、差別的な意図があったわけでもないし、その芝居に対して、なんら別の思いを持っているわけではありません」と発言されました。

ここでの貴殿のお話しの趣旨は「中西が指摘しているような発言をしたこと、それが長い間気にかかっていたこと」等を率直に認めながら、しかし、それは「中西や『しのだづま考』に対して差別的な意図にもとづくものではなかった」というものです。

#### (2) 「申し入れ書」での弁明

ところが貴殿は、「申し入れ書」ではご自身の発言を翻し、「差別発言はなかった」「中西のねつ造である」と主張されています。そしてシンポジウムでの発言を「15年も前の私人間の会話の断片に関する突然の糾弾に接し、適確に会話の全容を説明できなかったことは遺憾です。それが突然の事

で、事実確認の機会も与えられず、『差別発言』と決め付ける貴殿の態度に、通知人が半ば冷静さを失った結果であったといわざるを得ません」と弁明しています。

しかし、私がシンポジウムの席上で行った発言は次のようなものでした。「京楽座の中西和久です私は小さい芝居をやっておりますけども、演劇鑑賞会に参りましたときに、私の『しのだづま考』というお芝居があります。これは演劇鑑賞会でも各地でやらせていただいたんですが、西の方の方で、その芝居は部落問題をテーマにしてるんで、『四つの女の話だろう』と言われました。これは、僕は芝居の内容ではなくて、別の次元の話だろう、ということで、これは、川述さんにも、他の劇団、演劇鑑賞会の方にも、いくつか提起をいたしました。たとえばこれは、演劇鑑賞会の理念の問題だろうと思います。この理念に、これは、この発言は、どう整合性を持っているのかっていうのを聞きたいと思って。これは、今でなくても結構です。伺わせてください」

これが全てです。私はこれを、青年劇場の制作者であり司会を担当された福島明夫氏の「質問はありませんか」とのよびかけに対して挙手の上、発言を許されて行ったのです。貴殿ご指摘のように「会場からいきなり発言した」わけでもなく「発言の存在や評価について参加者をして検討吟味することを一切許さない態度で」「進行を妨害した」わけでもありません。

①ここで質問致します。私はこのシンポジウムの質問の中で、貴殿を名指ししたわけでもなければ「四つの女の話やろう？」発言を「差別発言」と言ったわけでもありません。この発言と「日本演劇の民主的発展」という全国演鑑連の理念の整合性を質問しただけです。この発言のどこが「突然の糾弾」にあたり「事実確認の機会も与えられず、『差別発言』と決めつける態度」にあたるのでしょうか。また「進行を妨害した」とする証拠をお示しください。

②また、貴殿が「四つの女の話やろう？」と発言された場合は貴殿も認められているように、演劇鑑賞会役員が十数名で会議をされている場であり、決して「私人間」で交わされた会話ではなく、いわば演劇鑑賞会の活動の中で発せられた言葉であると存じますが、いかがでしょうか。また「申し入れ書」は、シンポジウムでのやりとりの事実をねじ曲げて描き出そうとするものではないでしょうか。

### (3)シンポジウム前後の経緯

上記のようなシンポジウムでの私の質問は決して「突然の糾弾」というようなものではありませんでした。

③質問です。私は、2014年2月と同年4月に貴殿と面談し「四つの女の話やろう」という貴殿の発言についてただしました。貴殿は、シンポジウムの席上と全く同様に、そのような発言をしたこと自体は認めておいででした。が、覚えておいででしょうか。

同年4月2日の面談では「あなたがそれ（四つの女発言）を差別というなら謝るわ」ともおっしゃいました。しかし私は、貴殿の発言は全部落民に対する差別発言であることから「私に謝ってもらっても困ります」と応えました。

④質問です。このやりとりでも貴殿は、件の発言を明確に認めていらっしゃいます。が、覚えておいででしょうか。

⑤質問です。しかも貴殿はこの折、自らの母親を「水平社以来の活動家」とおっしゃいました。私は確認の意味も含めて「あなたは部落出身者なのですね」と尋ねました。それに対して貴殿は自らを部落出身者と認めておいででしたが、覚えておいででしょうか。

しかし、それは「騙り」でしたね。そのことを私は演劇総合雑誌『テアトロ』2014年6月号で告発しました。貴殿自身「部落解放運動を担ってきた」と公言されているのですから、もし私の告発に誤りがあるとすれば、反論されてはいかがでしょうか。

貴殿による「騙り」は、差別と闘ってきた過去現在の全部落民を愚弄し、二重三重に差別する発言として到底許されるものではありません。

私がシンポジウムでの告発を決意するに至った経緯は以上のようなものです。

他方、貴殿はシンポジウムで冷静さを欠いていたところか、シンポジウムまでは一貫していましたが貴殿が突然に「差別発言はなかった。中西のねつ造だ」と言い出したのは、シンポジウム終了後、それも翌年の5月3日以降のことです。

⑥そこで質問致します。以上のような経

過を踏まえるなら、2012年のシンポジウムの席上における貴殿の言葉に真実があること、翻って「通知人は貴殿指摘の発言は断じて行っていません」との申し入れ書の言明は虚偽であることは明らかです。

この事件についての貴殿の事実認識の変遷が何故起きたのか、お応えください。

四、「申し入れ書」の主張について

(1)「差別的意図はなかった」との主張について

貴殿は2012年のシンポジウムの席上で「部落問題を取り上げている芝居であるというその言葉の中に「四つ」という表現をしています。確かにそういう記憶はあります」と述べられています。言い換えれば「自分が〈四つの女の話（芝居）〉と言ったのは〈部落問題を取り上げている芝居〉という意味なんだ」ということです。

「申し入れ書」では「貴殿指摘の『発言』が仮に存在したとしても、『発言』がなされた意図や会話全体の趣旨や流れなどと切り離して、直ちに差別発言であると断定することが許されるのか、という表現検討の根本問題がある」と述べられていますが、意味合いは同じです。

貴殿の主張は、つまるところ「部落を『四つ』と言っただけで、悪気はなかった。自分には差別的意図がなかったが故に差別だとは思わない」という独善的主観的なものです。

⑦そこで質問致します。貴殿は自らを「部落差別と闘ってきた」と表明されています。差別と闘う貴殿の視点から、部落を「四つ」と言ったことがどうして差別ではないのか、論拠をお示しください。

「部落=四つ」という表現に差別的意図はないのでしょうか。

(2)「15年前の出来事である」との主張について

「四つの女の話やろう」と言う発言に差別的意図はなかったとの主張には客観的合理性も社会的妥当性もありません。

そのために、貴殿には従来 of 言明を翻して「発言自体がなかった」と言うことが必要になったのではありませんか。そして、そのための理由づけに選ばれたのが「15年前の出来事」ということだったのではないのでしょうか。申し入れ書は「15年も経った時点で突如問題にするという異常ともいべき貴殿の行動」「確認すること自体不可能というべき15年も前の私人間の会話」等と「15年前」を繰り返し強調されています。すなわち「申し入れ書」の真意は「15年も前のことだからなかったことにしてしまおう」と言うことにこそあるのではないのでしょうか。

また、貴殿の「申し入れ書」によれば「(15年も前の)確認すること自体不可能」と述べながら「貴殿(中西)が指摘する『発言』がなかったことは、当時同席して話に加わっていた人達にも確認しています。」とあります。「確認すること自体不可能」ではなかったのでしょうか。もはや論理破綻というほかありません。

しかしながら、「確認すること」は不可能であるどころか、容易でさえあります。

実際に貴殿ご自身が、ご自分の発言を確認されています。それで不十分であるならば、その場にいた十数人の幹事の皆さんにお集まりいただいてはいかがでしょうか。

また、「四つの女の話やろう」発言は貴殿にとっても私にとっても「長いことひっかかってきた」問題であり「突如問題にするという異常ともいべき行動」などではありません。「申し入れ書」には「その会話の機会に、貴殿から抗議も『差別だ』などという問題提起もありませんでした」とありますが、これは貴殿流に言えば「確認することさえ不可能な15年前」のことではありませんか。

⑧質問です。私はその場で「あなたのような人達に見ていただきたくて、この芝居は創ったんです」

というのが精一杯でした。2012年年2月と4月に面談した際に、貴殿はその言葉をよく覚えておいででしたね。ご記憶はございますか。

だからこそ貴殿はご自分の発言について「長いこと気にかかっていた」のではありませんか。

私自身はその場で差別発言を糾すことが出来なかった悔しさを忘れたことはありません。2012年、私は演劇界内外で同じ立場にある人たちのためにも差別に泣き寝入りはすまいと覚悟を決めて、貴殿との面談に向かいました。私は、貴殿のお話を伺い、時間の経過が決して差別をなくしてはくれないこと、差別が糾されないなら15年たっても、100年たっても差別はずっと続いていくに違いないと感じずにはおれませんでした。

福岡の私の出身部落には『寛政五人衆』という物語が伝えられています。これは寛政12（1800）年に起こった被差別部落に対する冤罪事件です。黒田藩によって処刑された「五人衆」に対する法要が毎年部落のお寺で営まれています。この法要は命を賭して村を救った若者たちへの鎮魂の集いでもあります。この差別事件を決して忘れないという私たちの決意表明と糾弾の場でもあるのです。これが200年以上続けられています。差別に時効はありません。貴殿はこれを「異常」とお考えですか。

また、戦時中日本軍によって強制的に「従軍慰安婦」にされた生き証人として金学順さんがはじめてその実態を告発したのは1991年のことでした。戦後46年の時間が過ぎていました。この人権侵害が世界中に発信され我が国の国家による人権侵害が満天下に晒されたのは、彼女の命がけの告発があったからでしょう。貴殿はこれも「異常」とお考えですか？

(3)問題解決の方法について

以上のように、貴殿の差別発言の問題解決は「差別的意図がなかった」という主張や、「15年も前の出来事である」等の主張により与えられる道理はなく、まずは貴殿が事実を認め、謝罪を行うところからはじまるものと思われま。

なお、「申し入れ書」が「威力業務妨害だ」というシンポジウムでの発言は上記のようなものであり、司会者の許可を得て行われたものです。私は貴殿のお名前を出したわけでもなく繰り返しますが「四つの女の話やろう」発言と演鑑連の理念との整合性を質問しただけのことです。なぜなら件の発言は演鑑連活動の中で生じたものであり、まずは関係者の中でこそ論議されるべき問題であると思ったからです。しかも貴殿は自ら挙手の上、立ち上がり「発言」をしたことを認められています。

また、私の演劇活動を支援するために結成された応援団の人々や全国の被差別部落の皆様によって行われている情宣活動は平穩に行われていると伺っております。

私は憲法の保障する基本的人権を護るため、今後ともあらゆる差別を許さず、差別と闘う権利を正々堂々と行使していくことを申し添えます。

貴殿が所属されている全国演鑑連代表の高橋武比古氏の御言葉によれば「全国演鑑連はあらゆる差別に反対する団体」と伺っております。その言葉におおいに期待して次の申し入れを行うものです。

五、以下、申し入れます。

①「四つの女の話やろう」との差別発言について、全部落民に謝罪してください。

②事実確認のため、公開の場での話し合いを持ってください。

6、以下、公開質問です。

上記本文中番号を付した質問事項①～⑧並びに次に掲げる⑨⑩の質問にご回答ください。

⑨15年前の差別発言を告発することは「異常」でしょうか。

⑩『テアトロ』2014年6月号掲載の拙稿「傍観者は加害者」という箇所をさして「極めて乱暴な議論」と論じておいでですが、これは現在我が国の人権啓発の常識と存じますが、いかがが御認識でしょうか。

尚、ご回答は2015年1月末日までに文書でご送付ください。

以上